

関自旅二第1946号の3
令和8年9月30日

一般社団法人 埼玉県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

別添・・・公示文

公 示

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」の
一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

令和8年9月30日

関東運輸局長 澤井 俊

改正

現行

公 示

公 示

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について

法人タクシー事業における軽自動車における軽自動車の導入を認める対象地域等について

「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）に基づき、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）における軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）の導入を認める対象地域等を下記のとおり定めたとで公示する。

令和8年8月5日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

1. 対象地域及び導入可能台数

都県名	対象地域	導入可能台数 ※
千葉県	市原交通圏	営業所の配置台数の5割まで
群馬県	中・西毛交通圏	営業所の配置台数の5割まで
茨城県	水戸県央交通圏	営業所の配置台数の5割まで

※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。

附 則

本公示は、令和8年8月5日から適用する。

附 則（令和8年9月30日 一部改正）

本公示は、令和8年9月30日から適用する。

関東運輸局長 藤田 礼子

記

1. 対象地域及び導入可能台数

都県名	対象地域	導入可能台数 ※
群馬県	中・西毛交通圏	営業所の配置台数の5割まで
茨城県	水戸県央交通圏	営業所の配置台数の5割まで

※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。

附 則

本公示は、令和8年8月5日から適用する。

公 示

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について

「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日付け国自旅第３７号）に基づき、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）における軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）の導入を認める対象地域等を下記のとおり定めたので公示する。

令和８年８月５日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

１．対象地域及び導入可能台数

都県名	対象地域	導入可能台数 ※
千葉県	市原交通圏	営業所の配置台数の５割まで
群馬県	中・西毛交通圏	営業所の配置台数の５割まで
茨城県	水戸県央交通圏	営業所の配置台数の５割まで

※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。

附 則

本公示は、令和８年８月５日から適用する。

附 則（令和８年９月３０日 一部改正）

本公示は、令和８年９月３０日から適用する。